

# 1 教育改革と校内研修の位置づけ

現在我が国は、少子化や都市化の進展、家庭や地域社会の「教育力」の著しい低下などを背景として、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊など深刻な問題に直面している。また、科学技術の急速な発展、情報化、国際化など社会が大きく変化している。このような時代の変化に教育も対応することが強く求められており、国や県では教育改革が進められている。

## (1) 教育改革に係る国の動向

平成10年7月の教育課程審議会第一次答申においては、完全学校週5日制のもと、「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、「生きる力」を育成することを基本的なねらいとした。平成10年12月に学校教育法施行規則を改正するとともに、完全学校週5日制のもとでの新しい小学校および中学校学習指導要領を告示し、平成14年4月1日から全面実施した。そして、平成15年3月の中央教育審議会答申の提言を受け、平成15年12月には学習指導要領が一部改正された。

さらに、平成16年3月の中央教育審議会答申は、学校教育の基本的な役割について次のように述べている。

学校教育の基本的な役割は、端的に言えば、教育を受ける者の発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与することである。とりわけ、基礎・基本を徹底し、確かな学力の定着を図り、生涯にわたる学習の基盤をつくることや、同世代の仲間との共同生活を通じて、人間性や社会性など豊かな心と健やかな体を育成すること、さらには一人一人の長所を見出し、その個性・能力の伸長を図っていくことなどは、今後の社会においても普遍的な学校教育の役割と考えられる。

## (2) 教育改革に係る本県の動向

このような国の動向を受け、神奈川県教育委員会は「かながわの教育」として、6つの主要施策を立てている。

- ・確かな学力を身に付け、これからの社会に対応して自ら未来を切り拓く力を育てる
- ・豊かな人間性や望ましい社会性、基本的な生活習慣など「心と体」を育てる
- ・学校・家庭・地域が一体となり、一人ひとりの子どものニーズに応える教育環境を支える
- ・人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される「共に生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を総合的に推進する
- ・地域に根ざし、安全で快適な学習環境づくりを進める
- ・だれもが生涯にわたり多様な学習活動ができ、くらしに根づき夢と活力を生むスポーツ活動ができる環境づくりを進める

### (3) 「生きる力」を育てる学校づくり

これからの時代に生きる児童・生徒に必要な力として、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」が求められている。

児童・生徒にこのような「生きる力」を身に付けさせるためには、集団の中で学びあう場や体験活動等が必要になってくる。教師主導の授業ではなく、児童・生徒の学びあいの姿がある授業づくりをどのように行っていくかを、教員一人ひとりが考えていくことが求められる。さらに学校として育みたい児童・生徒像を明確にした取組が必要であり、学校組織全体で取り組むためにも、校内研修等をとおして共通理解を図ることが望ましい。

また、国・県・市町村の施策を踏まえ、特色ある学校づくりを目指すにあたり、最終的な目的とするのは児童・生徒の行動変容である。そのためには、各学校で育みたい児童・生徒像や学校および地域の強み・弱み等を明確にすることが必要となる。

児童・生徒の「生きる力」を育むために、学校にはより一層の改善が求められている。学校改善の目的・方法の明確化と学校組織全体で校内研修に取り組むことが何より重要である。

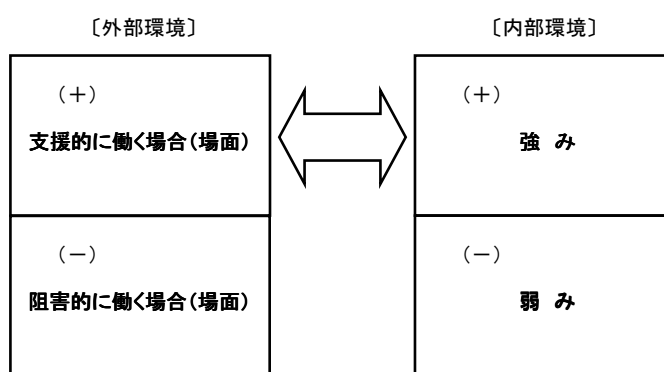


図1：強み・弱みを明確にするSWOT分析の手法  
(参考:文部科学省 学校組織マネジメント研修テキスト 平成16年3月)

### (4) 学校における連携・協働とより良い授業づくり

教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議「今後の学級編制及び教職員配置について」(平成12年5月19日)によると、児童・生徒に豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成するためには、「各学校において今後さらに自主的・自律的な学校運営の下に特色ある教育課程を編成」し、「創意工夫を凝らしてより多様な指導形態や指導方法に応じて教職員が協同してそれぞれの場面にふさわしい指導組織を構成し、教職員が一体となっていくとした教育活動を展開していくことが望まれる。」としている。個々の教職員が抱える課題を学校組織の課題として共有し、学校改善につなげるためには、連携・協働して目的・方法を立てて実行し、評価の上で次の改善方法を練るといった展開が求められている。

学校改善の一つの方策として校内研修があり、その視点の一つに授業改善がある。授業改善については、教員それぞれが個に応じた指導のための学習形態の改善等に取り組んでいる。その授業実践からお互いに学びあい、学校組織全体が研修をとおして

改善に取り組むことが、学校を活性化させ、児童・生徒の行動変容につながるようになる。

## (5) 校内研修の充実に向けて

### ア 校内研修とは

研修には、校外研修（O f f - J T）と校内研修（O J T）がある。校外研修には、学校の日常業務を離れて、総合教育センターや教育研究機関、大学等で行う研修等がある。それに対して校内研修は、各学校で日常業務に携わりながら、身近に行われる研修である。勤務校内で教職員が相互に啓発しあう校内研修は、学校の実態に応じた教育課題について継続的、日常的に研修を行うことができる。

### イ 校内研修の視点

昭和62年の教育職員養成審議会答申からは、次のような校内研修の視点を読み取ることができる。

#### ① 教職員全員の参加による校内研修の充実

授業を見せあい、意見の交換等を通じて授業の工夫等について共通理解を深めることや、教育課題への共通理解を図るために教職員全員の参加が可能な研修の機会を設けることで校内研修を日常的な教育活動と結びつけることが可能となる。このことが校内研修の充実やより良い授業づくりにつながるっていくと考えられる。

#### ② 教育目標を踏まえ実態に応じた計画的な研修の実施および評価

校内研修は学校の実態から課題を見出し、解決に向けて計画的・継続的に研修を実施していく必要がある。そこで研修の成果を把握し、次の課題へと発展させていくことが求められる。

#### ③ 研修の成果と教育への反映

校内研修の成果について、答申では「その成果は、幼児・児童・生徒の教育に適切に反映される必要がある。」としている。校内研修により、教員の学ぶ意欲が向上し連携が円滑化するだけでなく、何よりも求められるのは、児童・生徒への教育に、研修の成果が適切に反映されることである。

図2に示すように、校内研修により教員個々の資質能力が向上し、学校組織の充実につながり、教育課題の解決に向かう。校内研修の成果が、それぞれの学校の教育実践に反映されていき、児童・生徒のより良い行動変容につながるものが何より重要である。

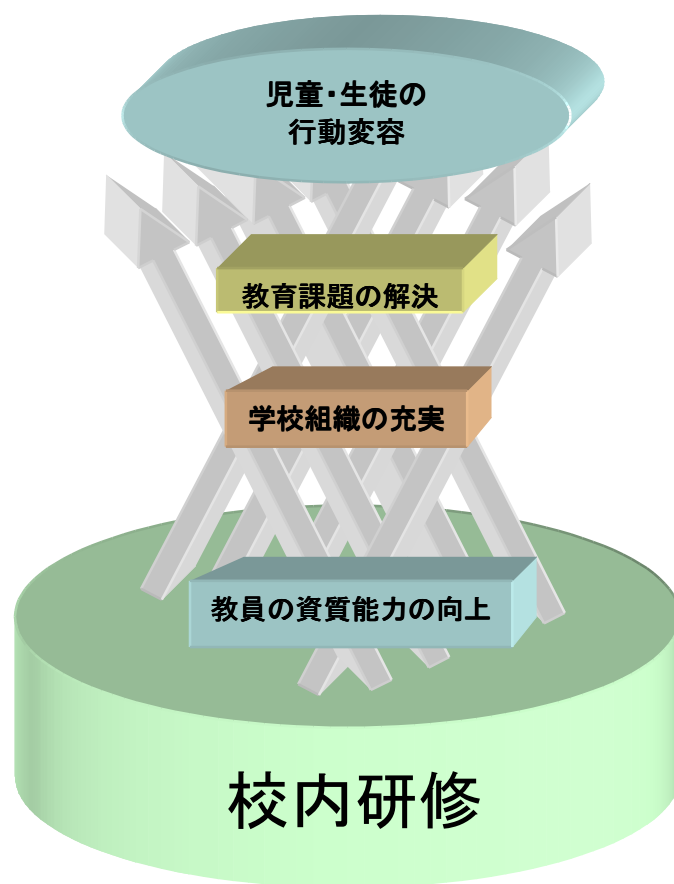


図2：校内研修の効果（イメージ）

#### ウ 校内研修と学校経営

文部科学省は、平成14年3月29日に「小学校設置基準」および「中学校設置基準」を制定し、4月1日付けで施行した。また、幼稚園と高等学校の設置基準も同日改正した。これにより、各学校は自己点検・評価に取り組むとともに、保護者に対して、それらを含んだ学校情報の提供、説明責任を果たすことが、努力義務とされた。

各学校はそれぞれの地域や学校の特性を配慮し、活力と魅力ある学校づくりを進めるために教職員が一致協力して児童・生徒の指導にあたり、学校改善に努めることがこれまで以上に求められることになった。

また、学校評価システムの導入により、学校評議員や保護者、地域の方の意見を踏まえながら評価し、学校運営の改善を図る必要がある。このような学校改善の取組の中心となるのが校内研修であり、校内研修の意義を教職員が共通理解するとともに、組織的・計画的に推進することが開かれた学校づくりにつながることになる。